

◆ 寒河江市住宅建築推進事業補助金

新築・リフォーム

寒河江市民の方、寒河江市民になられる方、三世帯世帯、移住・新婚、子育て世帯の方で、新築・リフォーム、増改築工事等をお考えの方必見です。

一度使ったことがある方でもご利用できます。

◆補助金額 ※フローチャートと一緒に参照ください

増築・リフォーム工事は6要件工事^{※1}の該当が必須です。

補助対象経費が50万円以上の場合…工事基準点算出表の合計点数10点以上
補助対象経費が50万円未満の場合…工事基準点算出表の合計点数5点以上

◎木造住宅の新築の場合 **一律30万円** (600万円以上の工事費)

◎増改築・リフォーム 工事費の補助率**20%**で限度額**24万円**

新婚、子育て世帯の世帯要件^{※2}に該当する場合は補助率**3分の1**、限度額が**30万円**

6要件工事(※1)

- 例)新生活様式対応… コロナ対策として、宅配ボックスの設置、玄関内や玄関脇に手洗い器の設置、タッチレス水栓に交換、自動開閉式の便座に交換、テレワークスペースを設置等
- 減災・部分補強… 既存部分の壁を筋交等で補強、住宅の屋根又は2階部分の重量を軽減
- バリアフリー化… 和式から洋式トイレへ変更、手すり設置、段差解消
- 寒さ対策・断熱化… やまがた健康住宅認証[※]を受けた改修工事、二重窓又はペアガラス入り建具の設置
浴室・脱衣室・トイレの設備工事の伴う暖房機器を設置する工事
- 県産木材使用… 住宅に県産木材の承認合板又は県産木材(やまがた県産材集成材含む)を使用
- 克雪化… 雪止め設置又は取替え、固定式はしごの設置又は取替え、融雪設備の設置

リフォーム世帯要件(いずれか1つ)(※2)

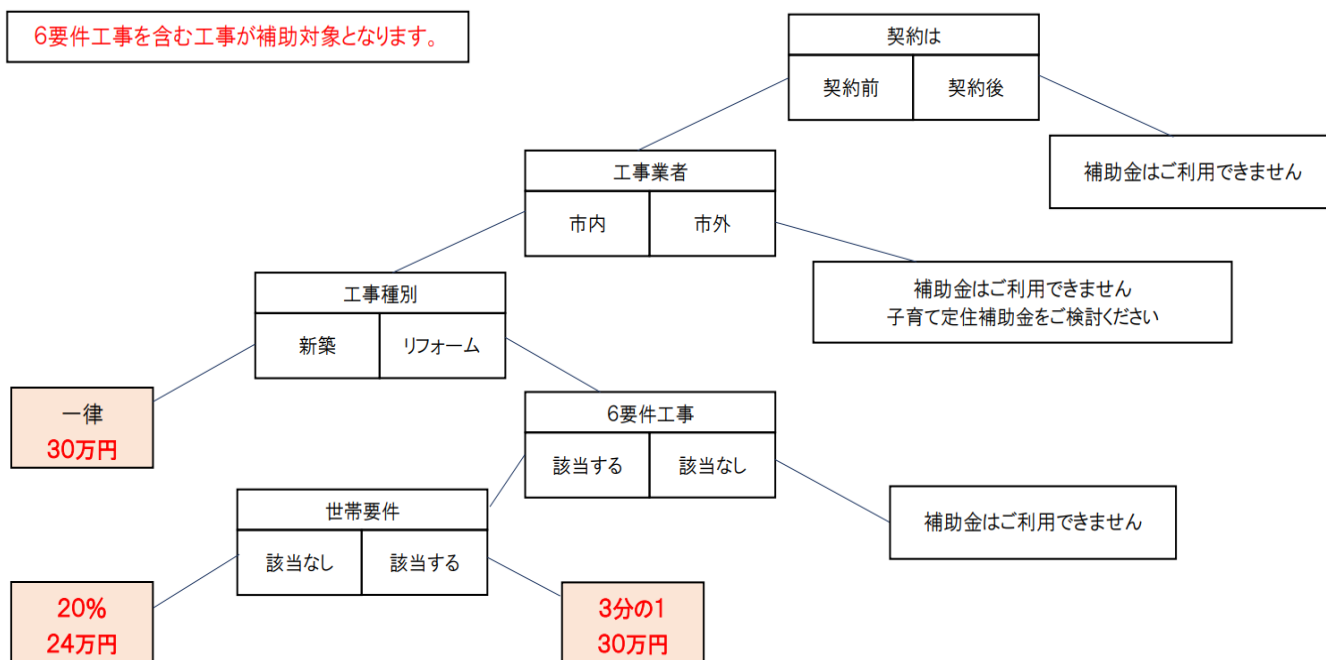
- ・新婚世帯 … 申請時点で婚姻した日から5年以内である世帯
- ・子育て世帯 … 平成16年4月2日以降に生まれた子がいる世帯、若しくは子の出産の予定がある女性がいる世帯

〈補助金の対象とならない工事〉

アパート・貸家の工事、店舗の工事、作業用小屋の新築・リフォーム、門、塀、庭造り、外構工事【住宅に付随する工事(風除室・テラス等)は除く】

※ 寒河江市子育て・定住住宅建築事業補助金との併用はできません。

令和5年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金フローチャート



予算が無くなり次第終了となります

6 要件工事 一覧

様式第2号(第6条関係)

(住宅建築推進事業用)

令和5年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
新生活様式	1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点
	1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点
減災・部分補強	2-1 ※	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る。)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-2 ※	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-4 ※	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5 ※	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	2-6 ※	柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点
断熱化	3-1 ※	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点
	3-2 ※	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	3-4 注1※	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/㎡	㎡	点
	3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バリアフリー化	4-1 注1※	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/㎡	㎡	点
	4-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1) 注1	浴室の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	4-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1) 注1	便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	4-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1) 注2	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
4-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)				
(1) 注1	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/㎡	㎡	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/㎡又は2点/箇所	箇所	点	
4-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
4-8 注1※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/㎡	㎡	点	
4-9 ※	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
克雪化	5-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、累計5m以上は10点	m	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事 (1階分につき5点)	5点/階	階分	点
	5-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
県産木材	6 注3	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1㎡	㎡	点

●参照 ※…増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。

注1…1㎡に満たない工事は要件工事にはならない(1㎡未満切捨て)

注2…100cmに満たない工事は要件工事にはならない(100cm未満切捨て)

注3…0.1㎡に満たない工事は要件工事にはならない(0.1㎡未満切捨て)

●ご家庭に平成17年4月2日以降に出生されたお子様(高校3年生以下等)はいらっしゃいますか？

合計	点
----	---

(はい・いいえ)

◆ 寒河江市子育て・定住住宅建築事業補助金

新築 中古購入
リフォーム

子育て世帯の方、市外・県外から寒河江市に定住される方で、市内に住宅を建築・購入・リフォームをする場合に、補助金が助成されます。子育て世帯・寒河江市に定住をお考えの方必見です。

◆補助タイプ別 補助金額

(いずれか1つが対象となります。)

区 分		新築	建売購入	中古住宅購入	既存住宅 リフォーム工事
子育て世代 (定住者) 支援タイプ (中学3年生以下 の子供又は妊婦 がいる世帯)	市内在住の世帯	50万円	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	
	県内から定住の世帯 市外に1年以上連続して居住	100万円	100万円	購入費の1/2 (上限50万円)	工事費の1/2 (上限50万円)
	県外から定住の世帯 県外に1年以上連続して居住	200万円	200万円	購入費の1/2 (上限150万円)	工事費の1/2 (上限150万円)
	※中学3年生以下の子供(妊婦含む)が2人以上の世帯の場合、第2子以降1人につき10万円加算				
定住者 支援タイプ	県内から定住の世帯 市外に1年以上連続して居住	50万円	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	工事費の1/2 (上限50万円)
	県外から定住の世帯 県外に1年以上連続して居住	100万円	100万円	購入費の1/2 (上限100万円)	工事費の1/2 (上限100万円)

※ 寒河江市住宅建築事業補助金との併用はできません。

◆対象要件

○令和5年4月1日以降に、市内に住宅を新築、建売住宅又は中古住宅を購入する方。

○令和5年4月1日以降に、市内へ定住するため実家等のリフォーム工事をする方。

○既存住宅リフォーム等工事は、**6要件工事※1の該当が必須です。**

補助対象経費が50万円以上の場合・・・工事基準点算出表の合計点数10点以上

補助対象経費が50万円未満の場合・・・工事基準点算出表の合計点数5点以上

○併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上が住居の用に供し、その面積が50㎡以上あること。

○市税等に滞納がない方。

○市外からの定住者については、市外の住所に1年以上連続して住んでいる方、または、令和3年4月1日以降に本市に転入する前の市外現住所に1年以上連続して住んでいる方。

○県外からの定住者は、契約締結後、県内に1年未満の間居住し、その前の県外の住所に1年以上連続して住んでいる方も対象。